

第 19 回 第 8 次 医療 計画 等 に 関 する 検 討 会 へ の 意 見 等

全 国 衛 生 部 長 会

岩 手 県 保 健 福 祉 部 長 野 原 勝

今回の議題である、在宅医療の体制構築に係る指針、地域医療支援病院、意見の取りまとめの方向性については異論はありませんが、何点か意見を述べさせていただきます。

在宅医療について（資料 1 関連）

○ 在宅医療・介護連携を推進していくためにも、国民や医療・介護関係者に対し、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」が果たす役割や機能について、改めて周知等を図る必要があると考える。

○ 取りまとめの中でも示されている通り、在宅医療の場合、医療資源や介護との連携の在り方が地域によって大きく異なる状況にあり、例えば、岩手県では、在宅療養支援病院・在宅療養支援診療所が一か所もない二次保健医療圏が存在している。

次期指針の運用にあたっては、地方の実情を踏まえた柔軟な対応をお願いするとともに、特に医療資源が少ない地域でも展開できるような施策の推進とそのための地域医療介護総合確保基金等の財源確保をお願いしたい。

都道府県が医療計画策定の実務を行うに当たって（資料 3 関連）

○ 今回の第 8 次計画策定指針に向けた取りまとめ（たたき台）の中で、5 疾病・6 事業及び在宅医療それぞれの医療提供体制等に関する事項において、新興感染症の発生・まん延時の医療体制について盛り込まれているが、それぞれの項目に記載するのではなく、新たに事業として追加された「新興感染症発生・まん延時における医療」においてまとめて記載した方が内容の重複もなくわかりやすいのではないかとも思われる。

○ 「心筋梗塞等の心血管疾患に関する医療提供体制について」の具体的な内容に（アドバンスプランニングの推進）が盛り込まれているが、ACP の推進はすべての項目でも重要な事項です。

医療計画を策定する視点に立って、各疾病・事業の記載内容のレベル感を含め整理いただいた上で、8 次医療計画の策定指針に係る取りまとめをいただくようお願いしたい。

○ また、都道府県が医療計画を策定するにあたり、国から示された指針の内容を盛り込みつつ、患者や住民から見て分かりやすく示す観点から、構成や項目等の調整を柔軟に行うことについても配慮いただきたい。